

定住自立圏形成協定書 変更協定書

延岡市 高千穂町

令和2年3月19日変更
平成31年3月20日変更
平成23年3月25日変更

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と高千穂町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表第1の③内の協定項目「障がい者の支援体制の構築」の内容を次のように変更する。

障がい者の支援体制の構築	取組の内容	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。
	甲の役割	(1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。
	乙の役割	(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。

- 2 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 読谷山 洋 司



乙 西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

高千穂町

高千穂町長 甲斐 宗之



定住自立圏形成協定(延岡市、高千穂町)新旧対照表

新	旧	備考欄											
<p>(略)</p> <p>別表第1(第3条第1項第1号関係)</p> <p>③福祉</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 2063 847 2190"> <p>障がい者 の支援体 制の構築</p> </td> <td data-bbox="496 1951 847 2063"> <p>取組の内 容</p> </td> <td data-bbox="496 1272 847 1951"> <p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 (1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。 (1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 2063 1034 2190"> <p>権利擁護 支援体制 の充実</p> </td> <td data-bbox="847 1951 1034 2063"> <p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> </td> <td data-bbox="847 1272 1034 1951"> <p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>障がい者 の支援体 制の構築</p>	<p>取組の内 容</p>	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 (1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。 (1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p>	<p>権利擁護 支援体制 の充実</p>	<p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>別表第1(第3条第1項第1号関係)</p> <p>③福祉</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 1122 783 1256"> <p>障がい者 の支援体 制の構築</p> </td> <td data-bbox="496 1010 783 1122"> <p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> </td> <td data-bbox="496 338 783 1010"> <p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1122 970 1256"> <p>権利擁護 支援体制 の充実</p> </td> <td data-bbox="783 1010 970 1122"> <p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p> </td> <td data-bbox="783 338 970 1010"> <p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>障がい者 の支援体 制の構築</p>	<p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。</p>	<p>権利擁護 支援体制 の充実</p>	<p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>
<p>障がい者 の支援体 制の構築</p>	<p>取組の内 容</p>	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 (1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。 (1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。</p>											
<p>権利擁護 支援体制 の充実</p>	<p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>											
<p>障がい者 の支援体 制の構築</p>	<p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。</p>											
<p>権利擁護 支援体制 の充実</p>	<p>取組の内 容</p> <p>甲の役割</p> <p>乙の役割</p>	<p>圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</p>											